

委託契約における著作権と第三者への使用許諾の在り方の検討(最終報告)

1. 検討における端緒

昨年、全国学力・学習状況調査における競争入札手続きについて、「競争入札参加を検討している業者が集計システムを実際に操作してみたいなどと要望したが、集計システムを操作することは情報管理上の問題があり開示できないとのことから、参入障壁になっている」と新聞報道等で指摘されたことなどから、委託契約における著作権と第三者への使用許諾について以下の検討を行った。

2. 委託業務上の成果により得られた著作権の取扱いについて

委託業務上の成果により得られた著作権の取扱いについては、従前より原則契約条項に文部科学省に帰属するよう記載しているところである。(バイドールに関する規定等により受託者に著作権が帰属するものを除く)

※全国学力・学習状況調査(以下「学力調査事業」という。)の契約書では、業務上の成果として得られたプログラム著作権は、契約条項において「乙は、委託事業によって得られた成果にかかるプログラム等の著作権の扱いについては、甲に協議しその指示を受けるものとする。」としていたため、必ずしも文部科学省に帰属することとなっていなかった。

3. 著作権と国有財産について

国に帰属された著作権は、国有財産法第2条第5項において、国有財産と定められている。しかし全ての著作物を国有財産として管理することは実務上不可能に近いことから、その財産としての価値が顕在化した時点で国有財産としての管理をしても国有財産法の趣旨に反しないこととなっている。

このことから、現在は財産価値が顕在化しない限り国有財産としての管理をしていないところである。

財産価値が顕在化した著作物は国有財産として管理しており、従前のおり使用許諾等の手続が必要となるが、国有財産として管理していないもので委託業務に必要な著作物については以下の取扱いとする。

※学力調査事業で、業務上の成果として得られたプログラム著作権は、財産価値が顕在化していないことから国有財産として管理していない。

4. 委託事業において受託者が文部科学省所有の著作物を使用する場合について

委託事業は、国が実施すべき事務、事業等の業務を技術的な理由等から国以外の者に委託して実施する事業をいい、国が一私人の立場として行う私法上の契約で民法に規定される準委任として契約を行っており、文部科学省の業務を受託した事業者(以下「委託事業者」という。)が文部科学省の所有する著作物(以下「本著作物」という。)を使用又は利用し収益しないものについては財産としての価値が顕在化していないことから、著作物の「提供」と整理することとし、この時点における国有財産としての管理は行わない。

本著作物を委託事業者へ提供する際の手続きについては、

- ①入札説明書等に提供できる著作物名及び数量等を明記すること。
- ②委託事業者が、本著作物を使用又は利用したいと申し出があった場合に、著作物提供に係る契約条項(別添)を契約書に記載し契約締結すること。
- ③委託事業者が、本著作物を翻案、改変等行う場合においては、人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)等により著作者の意に反して改変等が行われないう、委託事業者から事前に申請を受け文部科学省は翻案、改変等の承認等を行う。

5. まとめ

これまでの検討結果を踏まえ、文部科学省所有の著作物を受託者が使用等する場合は、著作物の「提供」と整理し別添の「文部科学省の所有する著作物を委託業務に提供する場合」に掲げる契約条項を契約書に記載するよう各局課に周知する。

なお、契約条項には、特定した著作物の提供、使用範囲、第三者に対する提供等の禁止、権利義務譲渡の禁止、著作物の返納、複製した著作物の処分、二次的著作物について等を記載する。

【参考】

《国有財産法》

(国有財産の範囲)

第二条 この法律において国有財産とは、国の負担において国有となった財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となった財産であつて次に掲げるものをいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、新株予約権、社債(特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利(国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。)

《国有財産法精解抜粋》

著作権にあつては、国が著作物等に財産性のあることを積極的に認めたことによって生じる権利ではないのであるから、およそ国の著作物のすべてを「財産」として管理する必要もなく、実務上もこのような管理は不可能に近い。以上にかんがみると、国は金銭的価値を有することが、客観的に明白なあるいはその蓋然性が高い著作権については、発生後速やかに国有財産として管理すべきであることは当然としても、その他の著作権については、その財産としての価値が顕在化した時点、すなわち他人が複製等を試みることとなつた時点で国有財産としての管理を開始することとしたとしても法の趣旨に反することとならないと解する。

委託業務における著作物の取扱いに係る現状と検討内容

検討における端緒

・昨年、全国学力・学習状況調査における競争入札手続きについて、「競争入札参加を検討している業者が集計システムを実際に操作してみたいなどと要望したが、集計システムを操作することは情報管理上の問題があり開示できないとのことから、参入障壁になっている」と新聞報道等で指摘されたことなどから、委託事業によって得られた著作権と第三者への使用許諾について以下の検討を行った。

現状について

1. 著作権の帰属について

- ・従来より原則委託契約条項により文部科学省に帰属しているところ
※バйдールに関する規定等により受託者に著作権が帰属する場合を除く

2. 国に帰属した著作権に係る第三者の利用について

① 営利目的の場合（財産価値が顕在化しているもの）

- ・国有財産の貸付等、原則として有償により使用許諾（国有財産法に基づく許諾）

※国の著作権は、国有財産法第2条第5項において国有財産と定められているが、その財産価値が顕在化した時点で国有財産として管理することとしており、財産価値が顕在化していない著作権については各契約担当官等が管理しているところ

② 非営利目的である委託業務の場合（財産価値が顕在化していないもの）

- ・特段のルールがない

※各契約担当官等の判断によりルール化を行っている
※使用は無償

検討事項について

1. 現状の問題点

- ・委託契約受託者（非営利目的）（以下「受託者」という。）に著作物を使用させるルールが明確ではない

2. 問題点に係る検討について

- ・文部科学省所有の著作物を受託者が使用等をする場合は、著作物の「提供」と整理し別添の「文部科学省の所有する著作物を委託業務に提供する場合」に掲げる契約条項を契約書に記載するよう各局課に周知する

・契約条項には、特定した著作物の提供、使用範囲、第三者に対する提供等の禁止、権利義務譲渡の禁止、著作物の返納、複製した著作物の処分、二次的著作物について等を記載する

【文部科学省の所有する著作物を委託業務に提供する場合】

(著作物の提供)

第43条 甲は、乙に対し以下の文部科学省が所有する著作物（以下「本著作物」という。）を提供する。

1 著作物名 ○○○○○○○○○プログラム CD-ROM ○枚

(著作物の使用範囲)

第44条 本著作物の使用期間は委託期間とし、第53条により契約が解除された場合においては契約解除日までとする。

2 乙は、本著作物の使用にあたり、委託業務の目的以外に使用してはならない。

3 乙は、本著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより著作物を創作する場合（以下「二次的著作物」という。）には甲の承認を得ること。

(第三者に対する提供等の禁止)

第45条 乙は、乙以外の第三者に本著作物を提供、貸付又は使用許諾してはならない。

2 乙は、第8条第2項により甲の承認を受けている者（以下「再委託者」という。）に委託契約条項に掲げる範囲内で著作物を提供する場合はこの限りではない。

(権利義務譲渡の禁止)

第46条 乙は、本著作物から生じる権利及び義務を第三者に譲渡、また担保に供してはならない。

(著作物の返納)

第47条 乙は、本著作物を第12条の報告とともに返納するものとする。

(複製した著作物の処分)

第48条 乙は、本著作物を複製した場合は、第三者に漏洩しない適切な方法で処分しなければならない。

2 前項により処分した場合は、第12条の報告とともに甲に報告しなければならない。

(二次的著作物について)

第49条 乙は本委託業務で、本著作物にかかる二次的著作物を創作し又は、本著作物に依拠し新たに創作された著作物及び著作権については、甲に帰属するものとする。

なお、第20条から第42条（バイドール条項を記載）に規定する条項は、第43条から第49条について適用しない。